

諮問事項 1

岡山県環境への負荷の低減に関する  
条例施行規則の一部改正（案）

平成27年10月

岡山県

## 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 趣旨

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。）では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、その敷地内において、基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならないとされている。

条例における地下水汚染に係る基準及び浄化基準（以下「条例の浄化基準等」という。）については、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）に定める有害物質に係る地下水の浄化基準（以下「水濁法の地下水浄化基準」という。）と同一としているが、トリクロロエチレンについて、水濁法の地下水浄化基準が平成 27 年 9 月 18 日付けで改正されたことから、条例の浄化基準等をこれに合わせて改正するものである。

### 2 改正の内容

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則別表第 9（条例の浄化基準等）を次のとおり改正する。

10の項中「トリクロロエチレン」の基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに改める。

#### 参考 1（水濁法の地下水浄化基準の改正の概要）

(1) 改正日 平成 27 年 9 月 18 日（施行：10 月 21 日）

(2) 改正の内容

トリクロロエチレンに係る水濁法の地下水浄化基準が、0.03mg/L から 0.01mg/L に改正された。

(3) 改正の経緯

人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、平成 26 年 11 月 17 日にトリクロロエチレンについて、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）が「0.03mg/L 以下」から「0.01mg/L 以下」に改正されたことを受け、水濁法の地下水浄化基準が改正されたものである。

水濁法の地下水浄化基準は地下水環境基準と同じ値で設定されている。

#### 参考 2（条例の浄化基準等の説明）

(1) 有害物質

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（28物質）

(2) 地下水汚染に係る基準

条例第65条では、「有害物質取扱事業所を設置している者は、その敷地内において土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならない。」とされているが、この際の地下水の汚染の有無を判断する基準である。

(3) 地下水汚染に係る浄化基準

有害物質取扱事業所において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人への健康被害が生じることを防止するために、知事が事業者に対し、必要な限度において地下水の浄化を命ずることができるとされているが、この際の浄化の基準である。

**別表第9** (第41条、第44条関係)

地下水汚染に係る基準及び浄化基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1リットルにつき0.1ミリグラム
16	1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
28	塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
29	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成8年環境庁告示第55号(水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則新旧対照表（案）

新		旧	
別表第九（第四十一条、第四十四条関係） 地下水汚染に係る基準及び浄化基準			
備考略	一〇九略	有害物質の種類	基準値
	十 トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一 ミリグラム	一リットルにつき〇・〇一 ミリグラム
備考略	一〇九略	有害物質の種類	基準値
	十 トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三 ミリグラム	一リットルにつき〇・〇三 ミリグラム
別表第九（第四十一条、第四十四条関係） 地下水汚染に係る基準及び浄化基準			
備考略	一〇九略	有害物質の種類	基準値
	十 トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一 ミリグラム	一リットルにつき〇・〇一 ミリグラム